明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第三七）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十三年度第四・四半期予算使用の状況（内閣）　二
平成二十三年度第四・四半期国庫の状況（同）　三
〔資料〕
四半期別GDP速報（二次速報）（一一〇一二（平成二十四）年一～三月期）（内閣府）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
弁理士登録、地方職員共済組合役員の異動、型式部材等製造者の認証、企業年金基金清算結了・清算人退任関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三四

省令

○農林水産省令第三十七号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十六条第一項及び第二項（同法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第三項並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第四十条第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項（同法第七十七条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十五日　農林水産大臣　郡司　彰

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号㈠中「

未収収益 金融派生商品

」を

未収収益 金融派生商品 リース投資資産

に改める。

別紙様式第二号㈠中「

仮払金

」を

仮払金 リース投資資産

に改める。

別紙様式第六号㈠第二記載上の注意2、別紙様式第七号㈠第二記載上の注意2、別紙様式第八号㈠第二記載上の注意2、別紙様式第九号㈠第二記載上の注意2及び別紙様式第十号㈠第二記載上の注意2中「及び「リース債務」」を「、「リース債務」及び「資産除去債務」」に改める。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号㈠中「

㈣	その他の信用事業資産

」を

㈣	その他の信用事業資産 リース投資資産 その他の資産

に改める。

別紙様式第三号㈠中「

未収収益 金融派生商品

」を

未収収益 金融派生商品 リース投資資産

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則及び第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。